

福崎町建設工事一般競争入札実施要領

平成14年5月2日告示第54号

改正

平成16年1月22日告示第6号

平成19年5月16日告示第115号

福崎町建設工事一般競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）及び福崎町財務規則（昭和58年規則第4号。以下「財務規則」という。）の規定に基づき、福崎町（以下「町」という。）が発注する建設工事の請負契約にあたり、一定の資格を定めて行う一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要領は、予定価格が、建築一式工事にあつては1億円以上、土木一式工事及びその他の工事にあつては6,000万円以上の場合に適用する。

2 災害復旧工事等急施を要する建設工事の他、予算執行者が特に必要と認める場合にあっては、前項の規定に関わらず適用しないことができる。

(入札の公告)

第3条 予算執行者（財務規則第2条第2号に規定する予算執行者をいう。以下同じ。）が、一般競争入札を実施するときは、政令第167条の6及び財務規則第106条の規定に基づき、次に掲げる事項について入札の公告（以下「公告」という。）を行う。

- (1) 入札に付する事項(工事名等)及び応募方法
  - (2) 入札に参加する者に必要な資格
  - (3) 入札または開札の場所、日時及び方法
  - (4) 契約条項、設計図書等を示す場所及び日時
  - (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
  - (6) 入札説明書の交付及び入札参加の手續に関する事項
  - (7) 落札者の決定方法
  - (8) 入札に関する条件
  - (9) 支払条件等に関する事項
  - (10) 無効とする入札に関する事項
  - (11) 前各号に掲げるもののほか、一般競争入札に関し必要な事項
- 2 予算執行者は、入札期日の前日から起算して少なくとも30日前までに、掲示により公告を行う。ただし、急施を要する場合には、20日までに短縮することができる。
- 3 公告の掲示は、福崎町役場1階情報公開コーナーにおいて、第7条に規定する入札参加申込書の提出期限まで行う。

(入札参加資格)

第4条 一般競争入札に参加することができる資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者は、「競争入札に参加する者に必要な資格等に関する規程」（昭和47年告示第19の2号）に基づく工事契約に係る入札参加資格取得者で、次に掲げる事項のいずれの要件も満たす者とする。

- (1) 政令及び建設業法（昭和24年法律第100号）等に規定する事項  
政令第167条の4の規定に基づく入札参加の資格制限に該当しない者であること。  
建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。  
町の指名停止基準に基づく指名停止を、入札参加申込期限日（確認基準日）及び当該建設工事の入札日に受けていない者であること。  
当該建設工事に建設業法第26条で規定する監理技術者資格者証の交付を受けた監理技術者を適正に配置できる者であること。
- (2) 政令第167条の5の2の規定に基づき当該工事に必要と認め、定める資格  
町の入札参加資格の工種が、入札に付する建設工事（以下「当該建設工事」という。）の工種と同じであること。

建設業法に規定する経営事項審査結果通知書が本契約締結（予定）日に有効であり、その総合評点が、一定以上の者であること。

入札に参加しようとする者及び前号に定める監理技術者は、少なくとも、過去10年間に当該建設工事と同種又は類似の施工実績（原則として、国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関（公団、公社、事業団等）が発注し、引渡しが完了したもの）を有する者であること。

当該建設工事に係る設計業務等の受託者でない者、または当該受託者と資本若しくは人事面において関連がない建設業者であること。

その他、個別の工事に応じて、予算執行者が必要と認める資格を有する者であること。

（入札参加資格等の設定）

第5条 予算執行者は、当該建設工事の発注にあたり、前条第1項第2号及び第2項に規定する入札参加資格を設定しようとするときは、福崎町建設工事入札参加者審査会（以下「審査会」という。）の審議を経るものとする。

2 予算執行者は、前項の入札参加資格を設定するにあたっては、次の事項に留意しなければならない。

（1）前条第1項第1号の監理技術者に求められる経験は、技術的難度の高い工事、困難な作業条件の下で施工する工事等の場合を除き、経験時における監理技術者等の役職による限定を設けてはならないこと。なお、同一の技術者を重複して複数の工事に配置予定し競争参加資格確認申請を行う場合は、これら複数の工事のうち他の工事を落札し、他の工事に当該配置予定技術者を配置することにより当該工事に当該配置予定技術者を配置できなくなったときは、競争参加資格の確認の申請の取り下げを行う等の条件を付すこと。

（2）前条第1項第2号の経営事項審査結果の総合評点の水準は、各工事の規模、技術的特性等を勘案し、建設業者の施工能力及び工事の質を確保する観点から必要なものでなければならないこと。

（3）前条第1項第1号及び第2号の過去の施工実績は、必要な程度を超えた厳しい条件とならないよう、個別の工事の特性に応じ、技術的観点から真に必要な条件を設定すること。このため、同種工事として認める工事の範囲の設定にあたっては、施工上の技術的特性を勘案した上で支障がないと認める類似工法によるもの及び発注規模よりも小規模なものも認めること。

（4）当該工事の関連工事として発注が予定される随意契約にかかる工事名、工事概要、一連の工事として発注が予定される一般競争入札にかかる工事名、工事概要及び入札公告予定時期が見込まれるときは、その旨工事名、工事概要等公告するとともに、入札説明書に明示すること。

（入札説明書等）

第6条 予算執行者は、一般競争入札に参加しようとする者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書及び一般競争入札参加申込書等必要な書類を、公告開始の日から入札参加申込書の提出期限日までの間、交付する。

（1）第3条第1項に規定する公告事項

（2）第7条に規定する入札参加の申込みに関する事項

（3）第8条に規定する資料に関する事項

（4）第9条に規定する仕様書及び設計書等に関する事項

（5）第10条第2項に規定する確認基準日及び同条第3項に規定する確認通知に関する事項

（6）第11条第1項及び第2項に規定する苦情手続に関する事項

（7）第12条に規定する設計図書等に対する質問に関する事項

（8）第13条に規定する入札の執行に関する事項

（9）第14条に規定する入札の執行又は中止に関する事項

（10）第15条に規定する入札保証金及び契約保証金に関する事項

（11）第17条に規定する落札者の決定に関する事項

（12）第18条に規定する入札結果の公表に関する事項

（13）その他必要な事項

（入札参加資格審査の申込み）

第7条 予算執行者は、入札の参加を希望する者に対し、次の各号に従い、入札参加資格審査申込書（以下「申込書」という。）及び次条に規定する資料を、持参により提出させる。

- (1) 申込書及び資料は、入札説明書の様式により作成させること。
  - (2) 提出期限日の翌日以降は、原則として申込書及び資料の差し替え又は再提出は認めないこと。
  - (3) 申込書及び資料の作成及び提出に係る費用は、入札参加申込者の負担とすること。
  - (4) 提出された申込書及び資料は、返却しないこと。
- 2 予算執行者は、申込書及び資料の提出期間は、原則として入札説明書の交付を開始した日の翌日から起算して、少なくとも7日間を確保する。
- 3 予算執行者は、第1項及び第2項に規定する事項を公告するとともに、前各項に規定する事項を入札説明書に明示する。
- (入札参加資格の確認に係る提出資料)

第8条 予算執行者は、入札参加資格を確認するため、入札参加申込者に次に掲げる資料を提出させる。

- (1) 同種又は類似の工事の施工実績
  - (2) 配置予定技術者の資格及び工事経験(3名までの複数の記載を可とし、記載技術者の内から配置させる。)
  - (3) 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係(添付させる経営事項審査結果通知書(写)は本契約締結(予定)日に有効なものであること。)
  - (4) その他予算執行者が必要と認める資料
- (仕様書、設計書及び図面の交付)

第9条 予算執行者は、公告の日以降、仕様書、設計書及び図面(以下「設計図書」という。)を閲覧に付するとともに、入札参加希望者で設計図書の購入を希望する者に対し、設計図書を有償で交付する。

- 2 予算執行者は、入札参加申込者で設計図書購入希望者に対し、申込書及び資料の提出に併せて設計図書購入申込書を提出させる。
- 3 予算執行者は、設計図書購入希望者に対し、原則として申込書及び資料の提出期限日の翌日から起算して原則として5日以内に設計図書を作成し、その交付する期間は、原則として作成後3日間とする。
- (入札参加資格の確認)

第10条 予算執行者は、入札参加申込者の資格の確認を行おうとするときは、審査会の審議を経なければならない。

- 2 入札参加資格の確認基準日は、申込期限日とする。
- 3 予算執行者は、原則として申込期限日の翌日から起算して7日以内に入札参加申込者に対し入札参加資格の有無を、入札参加資格確認通知書により通知する。なお、入札参加資格がないと認められた入札参加申込者(以下「非資格者」という。)への、入札参加資格確認通知書には、資格がないと認められた理由及び第11条第1項の説明を求めることができる旨を付記しなければならない。
- (苦情の協議)

第11条 前条第3項の入札参加資格の確認結果に不服がある非資格者は、入札参加資格確認通知書を受けとった日の翌日から起算して5日以内に、入札参加資格がないと認められた理由について、予算執行者に書面(様式は任意)を持参して説明を求めることができる。

- 2 予算執行者は、前項の要請があったときは、要請期限日の翌日から起算して5日以内に説明を求めた者に書面で回答するものとする。
- (設計図書等に対する質問)

第12条 予算執行者は、必要があると認めるときは、入札説明書及び設計図書に対する質問を受け付けることとする。

- 2 前項の質問は、書面(様式は任意)を持参させるものとし、提出期間は原則として入札説明書の交付を開始した日の翌日から、入札執行の10日前までとする。
- 3 質問書に対する回答は閲覧方式とし、質問書の提出期限の翌日から起算して原則として5日以内に閲覧を開始し、少なくとも5日間以上閲覧させるとともに、入札執行日の前日に終了する。
- (入札の執行)

第13条 入札書は持参するものとし、郵送または電送による入札は認めない。

- 2 入札の執行回数は、2回を限度とし、入札の執行に先立ち、入札参加資格確認通知書の写しを提

出させる。なお、有効な経営事項審査結果通知の確認が終了していない者については、必ず写を提出させ、有効であることを確認しなければならない。

3 予算執行者は、第1回目の入札に際し、入札参加者に設計図書に示す工事費内訳書の様式による見積書の提出を求めるものとする。

4 予算執行者は、開札するにあたっては、原則として入札参加者またはその代理人に立ち合わせて行わなければならない。

(入札の執行の取消し又は中止)

第14条 予算執行者は、不正があると認められるときまたはその他の理由により競争の実益がないと認めるときは、その入札の執行を取りやめることができる。

2 予算執行者は、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することができる。

(入札保証金及び契約保証金)

第15条 予算執行者は、入札参加希望者に契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の5以上の入札保証金を入札日の前々日までに納付させなければならない。ただし、保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合等財務規則第110条の規定に該当する場合は、入札保証金を納めさせないことができる。

2 前項ただし書きの入札保証保険等の保険対象期間は、町議会の議決を得て本契約を締結する日までとし、落札者に係る入札保証金は本契約締結まで保管しなければならない。

3 予算執行者は、本契約締結までに、落札者に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に、町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合等、財務規則第124条に該当する場合は、契約保証金を納めさせないことができる。

(無効とする入札)

第16条 予算執行者は、法令に違反した入札または、財務規則第112条に規定する入札及び申込書または資料に虚偽の記載をした者の入札は、無効としなければならない。

2 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において、資格制限期間中である者、指名停止中である者及び入札参加資格のない者のした入札は無効とする。

3 予算執行者は、入札保証保険証書の保険対象期間が前条に規定する期間に満たない者のした入札は、無効とする。

4 予算執行者は、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消さなければならない。

(落札者の決定等)

第17条 予算執行者は、法第234条第3項の規定により落札者を決定する。

2 予算執行者は、落札者となるべき同価の入札した者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者に対し、くじを引くことを辞退させてはならない。

(入札結果の公表)

第18条 予算執行者は、福崎町公共工事の公表に関する規程(平成13年告示第83号)第5条の規定に基づき入札結果を公表するものとする。

(入札までの日数)

第19条 予算執行者は、公告の日から入札を執行するまでの日数は、別添の一般競争入札の標準的日数に準じて設定する。

(補則)

第20条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成14年4月22日から施行する。

附 則(平成16年1月22日告示第6号)

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年5月16日告示第115号)

この要領は、平成19年7月1日から施行する。